

天下りあっせんに関する意見書

文部科学省で幹部の天下り（再就職）を違法にあっせんしていたことが明らかになり、大きな問題となっている。

退職した官僚が、自ら所属した役所と関係のある業界の会社や団体などに再就職する天下りは、政官業の癒着による利権の温床化につながるなどのことから、国民の厳しい批判にさらされてきた。

今回発覚した元文部科学省高等教育局長の問題は、退職前から大学への求職活動を行い、人事課職員がその履歴書作りに関与するという国家公務員法に反するものであるが、同時にOB職員が介在して脱法的に再就職あっせんを行う仕組みが作られていたことも問題となっている。

政府は、全省庁を対象に違法な天下りがないかの調査を始めているが、天下りの根絶には一連の疑惑を徹底的に解明すると同時に、再就職を前提とした公務員制度のあり方も見直しが求められる。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、天下り問題の徹底解明と天下り禁止の実効ある対策を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年3月30日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

} あて